

件名：新型コロナウイルスに関する注意喚起（ムンバイ大都市圏入境に関する水際対策措置の一部変更）（2021年11月12日）

【ポイント】

- 指定国を除いた全ての国際線渡航者でムンバイ大都市圏に入境する者は、日本からの入国者を含み、14日間の自己観察措置となりました。
- ムンバイ市行政当局は、指定国から、ムンバイ空港を利用して同大都市圏に入境する場合、到着時に空港で自己負担によるPCR検査等を実施後、自宅隔離14日間（8日目に再検査を実施し、陰性ならば以後7日間は自己観察）措置を実施すると関係者に対して説明しました。

【本文】

1 当館で入手した情報によると、10月27日ムンバイ市行政当局は、航空会社及び空港関係者に対して、ムンバイ大都市圏に入境する全ての国際線利用者（指定国を除く）に対して、到着後14日間の自己観察措置にすると発表しました。

2 指定国（英国を含む欧州地域、南アフリカ、ブラジル、バングラデシュ、ボツワナ、中国、モーリシャス、ニュージーランド及びジンバブエ）から渡航する、もしくは同指定国を経由してムンバイ空港に到着し、かつムンバイ大都市圏に入境する者に対して出発前72時間以内に検査したPCR陰性証明書の事前提出の他、ムンバイ空港到着時に自己負担によるPCR等検査を実施し、その後は14日間の自宅隔離（8日目に検査を実施し、陰性であればそれ以後7日間は自己観察措置）を実施する旨を説明しました。

日本からの入国者については、現時点まで同措置の対象とはなっておりません。

【問い合わせ先】

在ムンバイ日本国総領事館・領事班

電話（91-22）2351-7101

メール ryoji@by.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>